



# 日本の国際捕鯨委員会(IWC)からの脱退と商業捕鯨の再開に至る政治外交史的考察

—「自由民主党捕鯨議員連盟」の1985年5月の結成以来の活動に焦点を置いて— (前編)

森川 純 (酪農学園大学名誉教授・JWCS理事)

## はじめに

2018年12月25日の安倍内閣の商業捕鯨の再開を意図した国際捕鯨委員会(IWC)からの脱退に関する閣議決定は、国内外で衝撃をもって受けとめられた。脱退に至る背景や、要因、今後の展望等については翌26日に行われた菅官房長官による談話という形で公表される。少し長いが安倍政権側の立場、認識、論理を知るために以下に引用する。

### 平成30年12月26日 内閣官房長官談話

- 一 我が国は、科学的根拠に基づいて水産資源を持続的に利用するとの基本姿勢の下、昭和六十三年以降中断している商業捕鯨を来年七月から再開することとし、国際捕鯨取締条約から脱退することを決定しました。
- 二 我が国は、国際捕鯨委員会(IWC)が、国際捕鯨取締条約の下、鯨類の保存と捕鯨産業の秩序ある発展という二つの役割を持っていることを踏まえ、いわゆる商業捕鯨モラトリアムが決定されて以降、持続可能な商業捕鯨の実施を目指して、三十年以上にわたり、収集したデータを基に誠意をもって対話を進め、解決策を模索してきました。
- 三 しかし、鯨類の中には十分な資源量が確認されているものがあるにもかかわらず、保護のみを重視し、持続的利用の必要性を認めようとしめない国々からの歩み寄りは見られず、商業捕鯨モラトリアムについても、遅くとも平成二年までに見直しを行うことがIWCの義務とされているにもかかわらず、見直しがなされてきていません。
- 四 さらに、本年九月のIWC総会でも、条約に明記されている捕鯨産業の秩序ある発展という目的はおおよそ顧みられることはなく、鯨類に対する異なる意見や立場が共存する可能性すらないことが、誠に残念ながら明らかとなりました。この結果、今回の決断に至りました。
- 五 脱退するとはいえ、国際的な海洋生物資源の管理に協力していくという我が国の考えは変わりません。IWCにオブザーバーとして参加するなど、国際機関と連携しながら、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献する所存です。
- 六 また、水産資源の持続的な利用という我が国の立場を共有する国々との連携をさらに強化し、このような立場に対する国際社会の支持を拡大していくとともに、IWCが本来の機能を回復するよう取り組んでいきます。
- 七 脱退の効力が発生する来年七月から我が国が行う商業捕鯨は、我が国の領海及び排他的経済水域に限定し、南極海・南半球では捕獲を行いません。また国際法に従うとともに、鯨類の資源に悪影響を与えないようIWCで採択された方式により算出される捕獲枠の範囲内で行います。
- 八 我が国は、古来、鯨を食料としてばかりでなく様々な用途に利用し、捕鯨に携わることによってそれぞれの地域が支えられ、また、そのことが鯨を利用する文化や生活を築いてきました。科学的根拠に基づき水産資源を持続的に利用するという考え方が各国に共有され、次の世代に継承されていくことを期待しています。

今回の決定と一日遅れの公表に対しては国内のメディアからも概して辛口の報道がなされる。指摘された問題的側面について要約すれば以下になるよう。

第一に、唐突な決定の印象が強く、なぜ、この時期にこのような重大な決定を政府が、という疑問。

第二に、一方的で自国中心主義的なIWC脱退という方法で商業捕鯨の再開を実現せんとする安倍政権の姿勢が抱える問題—特に、IWCを脱退して得る国益?とされるものと比較した代償とリスクの大きさ。

筆者からすれば、そもそも世界有数の経済大国の日本、国民の大半は捕鯨と鯨食には全く興味を示さず、大手の捕鯨会社も経営難から40年以上前に操業から撤退、捕鯨産業には巨大な空洞があるにもかかわらず、日本政府が捕鯨問題に驚くほどの高い優先順位を与えてきている不可思議な状況自体に分析のメスを入れるべきではと考えるが。

第三に、国際機関からの脱退という重大な決定に至る過程が不透明であり、主権者・納税者である国民一般に対する説明責任が果たせてないのでは?という重要な疑問も提起される。

外交と内政には相互に影響を及ぼしあう関係がある。第一次世界大戦(1914-1918)の惨禍を踏まえて生まれた考え方とアプローチ、つまり内政だけでなく外交問題に対しても関心を払い民主主義的なコントロールを機能させることが主権者である人々には求められている、というE・Hカーの指摘(『危機の二十年』岩波書店 1999年7月、P.20)は、日本政府の捕鯨問題への対処に関しても該当するのではないかと。実際に今回の安倍政権によるIWC脱退と商業捕鯨の再開という政策決定には透明性も説明責任性も乏しいことが問題視されている。

ただ残念なことに「自民党捕鯨議員連盟」の活動と最終決定政策者=首相との関係について具体的に組上に載せて調査した報道はなされていない。そのため本稿では、以上のメディア報道の問題意識とその報道内容一般を評価しつつ(例、井田徹治(共同通信)「IWCからの脱退—利益少なく、失うもの多い」、『世界』岩波書店、2019年3月号、pp.31-34)日本の捕鯨政策の形成—決定過程における主要アクターである自由民主党捕鯨議員連盟と最高政策決定者=首相との関係の在り方について考察を試みる。

## 本論の構成

考察の順序としては前編では第1に「自民党捕鯨議員連盟」について1985年の創設時の背景、主張、活動について光を当てると共に現在の同捕鯨議員連盟の主張・活動との史的連続性を明らかとする。

第2に、同議員連盟創設のきっかけとなった中曽根政権(1982年11月～1987年11月)によるラジカルな取り組

み-20世紀初頭以来の”国策・民営”的な商業捕鯨推進政策の見直しと全面的撤退を目指したそれ-についてレビューを試みる。この作業には、もう一人の最高政策決定者である安倍首相の思考と行動との大きな差異を浮き彫りにする意味がある。

第3に、中曽根政権による”脱商業捕鯨”、”脱政治問題化”政策の渦中に出現した自民党内の少数の捕鯨存続を求める議員集団による抵抗-挫折-再生-発展の過程について概観する。

挫折とは後述するように日本の南極海での大規模な母船式捕鯨と沖合での大型鯨類を対象とした捕鯨、さらには小型鯨類を対象とした沿岸捕鯨を含めた全ての商業捕鯨が一括して中止とされたからである。さらに1982年のIWC会議で採択された商業捕鯨3年後の全面禁止決議に対し前任者の鈴木善幸政権から出されていた異議申し立ても閣議決定で撤回される。

再生とは、捕鯨議員連盟が1987年11月の中曽根政権退陣直前に譲歩を引き出した「調査捕鯨」方式の導入と同年末からの実施を契機に、政界-官界-業界をコアとする捕鯨存続派の結集に成功したことで自民党内における地位と影響力の段階的な増大を導くのである。

後編で指摘するように設立20年後には捕鯨議員連盟の政治意思は、自民党内-自民党政権内-超党派での捕鯨推進を求める体制構築を背景に国会内-さらには日本国家の意思となるに至る。

そうした成功の鍵の一つは、捕鯨問題を不当な外圧によってもたらされた問題、民族の自立・発展・威信が問われる問題、つまり国家的、民族的価値を象徴する問題と捉える主張・アプローチであったのではないだろうか。しかし、熱情的なナショナリズムは、客観的認識とバランスのとれた対応を妨げる「諸刃の剣」となり日本の捕鯨外交に非妥協的・対決的傾向をもたらすように作用する。

ちなみに「外交とは内交である」という言葉が外務省にはある。例えば、非妥協的・対決的な外交を二国間・多国間で展開しようとする場合、政府は、国内の各界各層の理解と協力の確保を重視する。そのためには協力的なメディアも活用した世論誘導・形成も辞さない。というのは肯定的な国内世論の存在は、国際会議場での政府の主張を強力に支える効果を持つからである。

日本の捕鯨問題との関連で付言するなら、政府-水産庁-日本捕鯨協会-日本鯨類研究所-共同船舶等による組織体系的な広報・宣伝キャンペーン(含むグリーンピース・ジャパンに対するネガティブ・キャンペーン)とその影響も以上の文脈で捉える必要があると考える。

結語としては、今回の安倍政権のIWC脱退と商業捕鯨の再開を目指す強い政治意思とその実現のための活動の源流は自民党捕鯨議員連盟が結成された1985年5月に遡れること、今回のIWC脱退と商業捕鯨の再開案は、内容から見ると安倍晋三議員が自由民主党幹事長という大きな権限を持つ地位を得た2003年の時期に着手され、2004年1

月と2005年5月にまとめられた調査報告と重なることを指摘する。

それについては以下の証言が参考となろう。

”自民党水産総合調査会・水産基本政策小委員会の下に国際捕鯨委員会(IWC)対応検討プロジェクト・チーム(座長 林芳正参議院議員)を設立し平成15年秋以来精力的な議論を行ってきた。”(『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』p.129)  
(2004年1月23日、自由民主党IWC対応検討プロジェクトチーム(PT)『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』中間報告 pp128-132)

2005年5月に、自由民主党捕鯨議員連盟は設立20周年を迎える。2005年5月31日の第2回目の中間報告での”モロトリアムが無効との認識に立ち、わが国の二百カイリ内で独自に捕鯨を再開すべきと主張”という表題下で詳しく記述されている部分を紹介したい。

”かかる状況(注:その論理と内容については冒頭で紹介した「菅官房長官談話」の二と三に的確に要約されているので参照されたい引用者)に改善が見られない場合には、我が国として、適切な科学的根拠と監視取締措置のもとで独自に捕鯨を再開すべきである。”-中略-”捕鯨再開は段階的に行うこととし、まずは資源状態が良好なミンク鯨及びニタリ鯨を対象として我が国二百海里水域内において再開することが適当である。IWCへの対応については、鯨類の持続的利用を支持する勢力の拡大に努めるとともに、IWCからの脱退、他の国際機関への参加や新たな国際機関の設立等を含むオプションを検討する必要性について、当プロジェクトチームとして既に中間報告を行った”(平成一六年一月二十三日)。”今回の中間報告は、これらの検討すべきオプションの一つとして、我が国二百海里水域内における捕鯨再開という対応策を加えることを提起するものである。”  
(『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』pp137-138)

IWC脱退の理由や離脱後の具体的な捕鯨の再開案が、2018年12月26日の菅官房長官談話の内容と事実上同一であることが理解されよう。したがって残された問題は、内外の批判、反発とそれへの対処能力を考慮しつつ、何時、どのタイミングで、いかに実施するかであった。

結局それは2018年12月25日の全員一致での閣議決定という形で行われるのであった。その背景、要因については菅官房長官談話の四で次のように記している。

四 ”さらに、本年九月のIWC総会でも、条約に明記されている捕鯨産業の秩序ある発展という目的はおよそ顧みられることはなく、鯨類に対する異なる意見や立場が共存する可能性すらないことが、誠に残念ながら明らかとなりました。この結果、今回の決断に至りました。”

と語るのである。

だがその論法は、ご都合主義的で説得力に欠けるので

はないか。というのは、日本政府当局者側も非妥協的で対立的な姿勢を内外で主張して来た事実、そうした姿勢と対応が反捕鯨国側をまた頑なにし、会議自体が成り立たなくなる状況が20世紀末から21世紀初頭の段階ですでに顕在化していたからである。

上記の自由民主党IWC対応検討プロジェクトチーム(PT)による中間報告は、いわば”我が道を行く” 政治マニフェストでもあったように思われる。

なお以下の自由民主党捕鯨議員連盟の有力メンバーのリストを見るなら2018年12月25日のIWC脱退と商業捕鯨再開を目指す安倍晋三首相を議長とする閣議決定は円滑に進んだのではないだろうか。

2006年6月の時点での自由民主党捕鯨議員連盟の有力メンバーのリスト。

自由民主党捕鯨議員連盟名簿(89名)(平成18年6月27日現在)

役職	氏名	選挙区
顧問	玉澤徳一郎	衆議院 比例(東北)
〃	竹山 裕	参議院 静岡
会長	鈴木俊一	衆議院 岩手二区
会長代行	浜田靖一	衆議院 千葉十二区
世話人	衛藤征士郎	衆議院 大分二区
〃	高村正彦	衆議院 山口一区
〃	武部 勤	衆議院 北海道十二区
〃	谷垣禎一	衆議院 京都五区
〃	二階俊博	衆議院 和歌山三区
〃	太田豊秋	参議院 福島
事務局長	林芳正	参議院 山口
事務局次長	世耕弘成	参議院 和歌山
〃	近藤基彦	衆議院 新潟

『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』p.149

筆者が特に注目したのは役員以外の有力メンバー名である。

氏名	選挙区
安倍晋三	衆議院 山口四区
麻生太郎	衆議院 福岡八区
菅義偉	衆議院 神奈川二区
石破 茂	衆議院 鳥取一区
小野寺五典	衆議院 宮城六区
加藤勝信	衆議院 比例(中国)
河村建夫	衆議院 山口三区
中川昭一	衆議院 北海道十一区
中谷 元	衆議院 高知二区
山際大志郎	衆議院 神奈川十八区
鶴保庸介	参議院 和歌山

『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』pp149~150の議員連盟名簿より引用者が作成。

「自民党捕鯨議員連盟」とは

それでは、本論に戻ろう。まず「自民党捕鯨議員連盟」とはいかなる組織か、について、自由民主党捕鯨議員連盟、連絡事務局 日本捕鯨協会、編集協力 水産経済新聞社、『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』2006年(平成18年)7月 非売品、を参考資料として考察を試みる。

捕鯨議員連盟規約

- 第一条 本連盟は、捕鯨議員連盟と称する。
- 第二条 本連盟は、捕鯨の再開と存続をめざし、これに関連する施策の実現を図ることを目的とする。
- 第三条 本連盟は、前条の目的に賛同する国会議員をもって組織する。
- 第四条 本連盟に会長一名、会長代行一名、事務局長一名、事務局次長二名、世話人若干名を置く。本連盟に顧問をおくことができる。
- 第五条 本連盟の経費は、会費及び寄付金をもってこれに充てる。

(『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』p.148)

注目すべきは、第二条の捕鯨の再開と存続をめざし、これに関連する施策の実現を図ることを目的とする、という強い政治意思の存在である。興味深い事実はそれが1985年5月28日の設立以来、2019年の今日に至るまで維持・継承されてきたことである。

ちなみに議員連盟とは何か、に関して村川一郎『自民党の政策決定システム』(教育社1989年、pp304-305)は次のように記す。

”いずれの議員連盟も「政策」を目的としているからには、与野党、とりわけ与党の政策決定に対しても大きな影響力を与えることを本来の目的としているのである”

結成に参加した少数の自民党議員に関して以下の記述がある。

“一九八五年(昭和六十年)五月二十八日午後、自民党本部で自民党捕鯨議員連盟の初総会が開かれた。出席したのは捕鯨産業と関連のある選挙区を持つ議員を中心に十八人。”  
注:大河原太郎参議院議員は全国区)残りの17人中、宮城選挙区が5名、和歌山が4名、長崎が2名、残りは岩手、北海道、千葉、静岡、新潟、山口、長崎選挙区が各1名(『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』p.38)

日本捕鯨協会顧問 稲垣元宣氏は、“捕鯨連設立当時の捕鯨情勢”という報告で次のように記す。

“このような情勢のもと、捕鯨地域を選挙区とする先生方を中心として、政治の力で捕鯨を守ろうとの機運が高まり、つい一九八五年五月「捕鯨議員連盟」の設立に至ったわけであります。”(『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』p.63)

つまり創設時のメンバーのほとんどが、いわゆる水産族議員であった。

「族議員」とは何かについては以下の説明が参考となる。

”特定の政策分野に詳しい知識を持つ議員が、関係する省庁(官)や業界団体(業)の利益を代弁する見返りとしてカネや票を集める存在”(朝日新聞社『週刊朝日』2002年3月1日号、p.23)

”魚なくて漁港栄える。水産予算の大半は公共事業 漁港整備は全て公共事業である。平成12年の予算では、漁港と沿岸漁場整備のための公共事業は、二千三百億円、水産庁予算のおよそ七割を占める。驚くべき比率と言ってよい。かつて水産庁長官を勤めた佐竹五六は、そこに政治家の影を見る。「漁村は票が固いと言われるんです。普通は投票をお願いしても実際に入れてくれたかどうか分からない。だけど漁村は予想した通りの票が出る、と言われていました。だから手厚く面倒をみる。それが漁港整備です。とにかく、日本くらい漁港が整備されている国は他にありませんよ。」(中村靖彦『農林族-田んぼのかげに票がある-』、(株)文藝春秋、2000年、p.183)

以下の農業という言葉の水産のそれにかえて読んでいただくと水産族議員集団の思考・行動様式を理解する上で参考になるのではないか。

農業分野では、国際、国内の両方で全てを自民党が決める現行方式は、国益を考える上でその判断がすべて正しい、との前提があって初めて成立する。客観的に見て、そんな前提はあり得ないから、結局は自らの利益のために行動する形にならざるを得ないだろう。こんなことで国民の理解が得られるのだろうか。(pp.219-220)

自民党の江藤隆美は、農林議員は金にもならない、票にもならない、それなのに農政に関わる心意気は愛国心だと言う。愛国心なきものは農業を語る資格がない、という信条の下で、この道を貫いてきた。-中略- 現在は、愛国心の別の角度からの表現なのか、農政は全部自分たちで決めるという発想が支配的である。自民党農林部会が了承しなければ、政府は何も決めることが出来ない。けれども、この「農政は自分たちで決める」という発想は、誇りとはいささか違う。私は、これは驕りだと思う。俺たちが全部いいようにやるから、余計なことは言わずに任せておけ、というわけである。驕り以外の何物でもない。(中村靖彦『農林族-田んぼのかげに票がある-』、(株)文藝春秋、2000年、p.215-216)

## 捕鯨議員連盟結成の趣旨

初総会終了後、会長の玉置議員と会長代行の菊池議員は記者会見して、議員連盟結成の趣旨を以下のように表明する。

“捕鯨議員連盟の結成は遅きに失した感はあるが、捕鯨産業を地元を抱えたわれわれとしては、座して死を待つことはできない。党の正式機関として水産部会と捕鯨対策小委員会があるが、いろいろ制約があって自由な行動が取れない。党の機関とは別に動いて内外に捕鯨に対する認識を広め、政治問題化する必要がある。このような背景から捕鯨と関連のある地域出身の議員に呼びかけ、とりあえず一八人で連盟を発足させた。”「なお、議連は捕鯨問題に関心のある議員すべてに呼びかけを行い、最終的には野党も含めた超党派で形成していきたい。”(『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』p.40)

金子原二郎衆議院議員の、”政治力を結集して打開を図る”という主張は、上記の”内外に捕鯨に対する認識を広め、政治問題化する必要がある”ことの論理構造をわかりやすく表現している。

“日本独自の捕鯨文化をいかなる理由があろうと他国に否定され、干渉されるいわれはない。それが科学的根拠もない不当な圧力で踏み躪られようとしていることは、政治家として看過できない。また、ひとりの日本人としても日本の伝統ある食文化を否定されながら、このまま引き下がるわけにはいきまい。幾度にもわたる日米捕鯨交渉、長い年月を経たIWCでの捕鯨存続努力を行政レベルで続けたが、外国の理解を得られない以上、政治力を結集し事態の打開を図る以外にない。”(『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』p.61)

設立メンバーには、前述したように和歌山県の捕鯨の町・太地町を地盤とする二階俊博現自民党幹事長がいる。彼も不当な圧力には毅然と対応、との立場から次のように主張すると同時に中曽根首相と安倍晋太郎外相へ注文をつけるのであった。

“捕鯨で譲歩すると次には別の難題を持ち出してくるので、クジラは絶対に負けてはいけない。IWCほどお粗末な国際会議は他に見当たらない。メンバー国の資格審査からやり直す必要がある。対米交渉にあたっては、一部の議員だけが騒いでいるような印象を与えてはいけない。総理、外相などももっとしっかりとアメリカに捕鯨禁止の不当性を説明できるよう、まず党内の過半数の署名を集め、必要に応じて国会決議もやって日本の決意を内外に示すことが先決だ。”(『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』pp.59-60)

当時の捕鯨産業の経済規模と関係者支援の理由について捕鯨連の世話人であった初村滝一郎参議院議員は次のように記す。

“捕鯨産業は、従事者一千三百人、生産額は一三五億円と北洋漁業に比べて約一〇の一だが、政治家としてこれらの人たちが見殺しにされようとしているのを黙認できない。日本のメンツのためにも対米議会交渉を含め全力を投入する必要がある。”(『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』pp.57-58)

だが上記したように日本の捕鯨産業は、1970年代半ばの段階ですでに「構造不況業種」化していたことに留意したい。全体の奉仕者=国会議員であるならば、大きく長期的な視野からの転業支援や関連地域の再振興について論じ貢献することが求められるのではないだろうか。

それでは次に1986年4月4日に開かれた「自由民主党捕鯨議員連盟」の総会で示された (1)基本認識、それに基づく (2)基本方針、さらに (3)施策案について紹介したい。そのわけは30数年後の自民党捕鯨議員連盟のそれとも内容的に多くが重なっているからである。

“かりに最高裁で米国政府が負けたらどうなるか。米国は意思に反して、友好国の日本にPM法(注:捕鯨国に対する漁獲割り当て削減引用者)を発動せざるを得なくなる。そうすると、わが国は最重要の北洋漁業を維持するために、即時捕鯨の放棄を選ぶ道に追い込まれる。こんな最悪のシナリオが捕鯨関係者の頭には浮かんでいた。”

1986年4月4日に開かれた捕鯨議連の総会は、この難局を乗り切る基本認識として次の二点を確認した。

- 一 捕鯨問題で堂々たる議論と外交を展開し、根拠のない不当な圧力に屈しないという姿勢を示さずして、わが国の水産業の明日はない。
- 二 科学的論拠に基づく合理的な捕鯨の存続のために、いかなる困難があろうとも一歩も退かぬ決意で臨む。政府間の折衝が極めて困難な局面に遭遇している現状に鑑み、政府と一致協力した積極的な議員外交が必要と考える。右の基本認識に立って次の六点の基本方針が決まった。
  - (イ) わが国の捕鯨は絶対を守る。
  - (ロ) 米国内の捕鯨裁判の結果如何に拘らず、日米間の捕鯨取り決めは実現させる。
  - (ハ) 次年度以降の調査捕鯨は、将来の捕鯨再開に貢献し得るような規模および内容のものとする。
  - (ニ) 沿岸捕鯨については生存捕鯨として実施する。
  - (ホ) 抜本的なIWCの正常化を図るために、締約国政府による条約会議の開催を推進する。
  - (ヘ) 以上の各方針が満たされない場合、IWCの脱退もあり得る。

1986年段階でのわが国の捕鯨は絶対を守るといった全面对立も辞さない非妥協的な意思、抜本的なIWCの正常化を図るという立場、各方針が満たされない場合IWCの脱退もあり得るという基本方針は、現在の捕鯨議員連盟と安倍政権にも強い影響を及ぼしていると思われる。

なお当時の商業捕鯨からの全面的撤退が不可避となった状況下において捕鯨存続派に残された希望は、持続可能な調査捕鯨案を何とか中曽根首相に受け入れてもらうことであった。その意図するところは(ハ)の”将来の捕鯨再開に貢献し得る”からであった。それゆえ捕鯨議員連盟側は、調査捕鯨導入案の実現に焦点を合わせた活動を集中的に展開しやがて突破口を見出すのである。

この点については後述するので本文に戻ろう。

さらに右の基本方針を実現するために、当面次の施策を実行していくことを決めた。

- (イ) 政府当局と連携のもとに、内外にわたって基本方針の推進を図る。
- (ロ) 捕鯨国、非捕鯨国を問わず、IWC主要加盟国に対し議員ミッションを派遣する。
- (ハ) IWC主要加盟国の担当高官をわが国に招待する。
- (ニ) 今年のIWC年次会議に議員を派遣する。
- (ホ) 国内世論の強い支持と国際世論の理解を得るために、議員連盟の活動その他捕鯨存続にかかる運動について広報宣伝活動を展開する。(『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』pp.68-69)

なお、抜本的なIWCの”正常化”を図ることを意図した(ロ)、(ハ)、(ニ)議員外交の試行が注目される。議員外交に関しては以下の興味深い証言がある。

1986年4月20日～24日、玉置会長が豪州訪問-上院議長らに捕鯨の重要性訴える。

”マクレランド上院議長との会談(ミラー外務省副次官、カー芸術・遺産・環境省次官代理、オビントンIWC委員同席)で玉置会長は次の二点を強調した。

- 一 日本の捕鯨は八〇〇年以上の伝統を有する産業で、日本人に重要な蛋白源を供給してきた。捕鯨産業に直接間接に係わっている人たちの職業を奪い去ることはできない。IWCが捕鯨禁止の方向へ進むのであれば、IWCを脱退することを考えざるを得ない。
- 二 しかし脱退は本意ではないので、貴国も歴史の相違を認識し、妥協の道を探すよう協力してもらいたい。例えば相当数の捕獲頭数を調査捕鯨で認める措置により日本が引き続きIWCに残って鯨種の保存というIWC本来の目的を達成していくために協力できる道を選ぶことを望んでいる。”(『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』pp.69-70)

注目すべきは、中曽根自民党政権が商業捕鯨の中止を前年に正式決定していたにもかかわらず、何らの公的権限もない捕鯨議員連盟の会長が豪州を訪れ、”IWCが捕鯨禁止の方向へ進むのであれば、IWCを脱退することを考えざるを得ない”、”相当数の捕獲頭数を調査捕鯨で認める措置により日本が引き続きIWCに残って鯨種の保存というIWC本来の目的を達成していくために協力できる道を選ぶことを望んでいる”とオーストラリア連邦政府と議会の関係者に対し”二元外交”的に語っている事実である。

## 中曽根首相の”脱捕鯨”、”脱政治案件”化

ところで党の機関とは別に動いて内外に捕鯨に対する認識を広め、政治問題化する必要があるといった主張を行う議員連盟がなぜ出てきたのであろうか。以下にその背景、要因について考察する。

捕鯨存続派にとっての内憂外患状況の出現、それは内での中曽根政権の脱捕鯨政策の推進と外での1982年7月の第34回IWC(英国ブライトン)での商業捕鯨3年後の全面禁止採択であった。

水産族のドンの存在でもあった1982年10月12日の鈴木善幸首相の退陣表明も捕鯨存続派にとってはさらなる痛手となる。鈴木首相は、退任直前の11月2日に、3年後からのIWCの商業捕鯨全面禁止への異議申し立てを閣議決定する。

1982年11月27日の中曽根康弘内閣発足以降の主題関連の動きを時系列的に紹介する。

- 1983年7月11日 水産庁、捕鯨存続の立場で「捕鯨問題検討会」を発足させる。
- 1984年7月30日 水産庁の「捕鯨問題検討会」、現状では商業捕鯨の維持は困難とし、南氷洋については科学的

調査捕鯨、沿岸捕鯨については生存捕鯨の実施結論をまとめ、佐野宏哉水産庁長官に報告する。

この段階で水産庁側から南氷洋での調査捕鯨実施案が提起されているのは注目される。

- 1984年8月2日 自民党水産部会内に中曽根首相の”脱捕鯨”、”脱政治案件”化の意向を反映した捕鯨問題小委員会を設置。
- 11月13日にはマッコウクジラに関する日米捕鯨協議が合意。
- 12月11日の閣議ではマッコウクジラ捕獲に関する異議申し立ての撤回が決定される。

“一九八五年三月二日から四月一日まで開催された第十二回日米捕鯨協議には佐野長官、斎藤次長、今井忠遠洋課長らが参加した。ここにおいて急遽、南氷洋捕鯨を八六/八七漁期を持って、大型捕鯨は八七漁期をもって、小型捕鯨は八七/八八年三月三十一日をもって中止することで日本は商業捕鯨モラトリアムに対する異議申し立てを撤回することに合意した”(島一雄 前IWCコミッショナー「自由民主党捕鯨議員連盟の二十年」p.74)

1985年4月5日 中曽根政権は、その脱捕鯨政策の総仕上げとして”1988年以降の商業捕鯨撤退”という閣議決定を行う。1985年5月28日の自民党議員18名による捕鯨議員連盟の設立の背景には以上見たような波状的な脱捕鯨政策の展開があったのである。

1986年7月1日 中曽根政権はIWCの商業捕鯨全面禁止に対する異議申し立ての撤回を閣議決定する。ここに20世紀初頭以来”国策・民営”的に発展-そのピークは敗戦から1960年代前半に至る約20年の期間-を遂げてきた日本の商業捕鯨は、中曽根政権の現実政治的な取り組みによって終焉を迎える。

## 中曽根政権の脱捕鯨政策とその評価

これに関しては、捕鯨議員連盟創設メンバーからの報告にもあるように欧米、とくにアメリカ政府・環境保全NGOからの不当な圧力とそれへの融和主義的な対応という観点から厳しい評価が寄せられる。

しかし日米間の漁業や捕鯨交渉といういわば個別的でミクロ的な視野からの評価ではなくマクロ的で多面・総合的なそれから評価すべきではないだろうか。

筆者によれば中曽根政権も(英国のサッチャー政権、米国のレーガン政権同様)1979年末のソ連軍のアフガニスタン侵攻を契機とする「新冷戦」時代の到来と西側陣営の結束を第一とする政治的現実主義に大きく規定されたのではないだろうか。その西側陣営の結束という目標では米国との緊密な連携と協力が柱となる。ところが日本の経済力及び先端科学技術力でのさらなる発展によって両国間関係は協調以上に対立的な側面が目立つようになっていた。そうした状況下に従来の商業捕鯨推進政策を維持することは、死活的に重要な国

益-米欧加豪NZ等の西側陣営諸国との友好協力関係の増進はその象徴一を実現する上でむしろ障害となると理解されたのではないだろうか。脱捕鯨、脱政治案件化という現実政治的な判断はまた、日本の捕鯨産業の事実上の空洞化に対する冷徹な理解によっても支えられていたように思われる。言いかえれば、商業捕鯨の存続は、もはや国益に直結する重要な問題ではなくなっていた現実を中曽根政権が受け入れたということであろう。

“一九八〇年代は、米国による日本バッシングの時代であった。米国との間に新しい紛争の種は真っ平御免というのが、政府首脳の心境だったろう。八二年、モラトリアム採択の結果を報告し、異議申し立てすべき旨の意見を具申した時、当時の長官(故人)が、本当にやるのか?と目をついて目を剥いたのを覚えている。当の水産庁ですらこうなのだから、他省庁、政界、官邸等関係方面の了解を取り付けるのは容易なことではなかった。”(『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』p.53)

“農水大臣が総理や外務大臣から「アメリカとの間に余計な火種をまいてくれたね」と嫌味を言われる恐れのある決断を下すことは、(注 水産庁引用者)長官としては簡単にはできなかったのである。当時の外務省渡辺経済局長、一中略一、は「佐竹さん、貴方との仲だから大抵のことはきくが、鯨だけは勘弁してくれ。これ以上、アメリカとの間でもめことを増やされてはたまらない。」と顔を合わせるごとに言われた。”(佐竹五六『国際化時代の日本水産業と海外漁業協力』成山堂書店、1997年、p.113)

## 調査捕鯨の推進

上記した”1988年以降の商業捕鯨撤退”という1985年4月5日の閣議決定後においても捕鯨議員連盟の自民党上層部への異議申し立ては止むことはなかった。手掛かりとしたのは調査捕鯨案にも冷淡な中曽根首相からいかに譲歩を引き出すかということであった。

その方法論は「捕鯨に関する決議」を自民党の政策形成・決定上重要な役割を演じている「政務調査会」の水産部会に持ち込み、採択を働きかけ、実現させることで中曽根首相が調査捕鯨案を受け入れざるを得ない状況を作り上げることであった。ちなみに捕鯨戦略の将来に関しては、「日本捕鯨協会」会長の稲垣元宣氏による次のような興味深い証言がある。

“藤田さん(注:藤田 巖氏 元水産庁長官で大日本水産会会長となった後に1976年設立直後の共同捕鯨社長に就任、引用者)が共同捕鯨の社長をやられていた当時、商業捕鯨をいつまでも続けられないから、将来は捕獲調査の形を考えるべきだといっておられました。”(日本鯨類研究所『日本鯨類研究所十年誌』1997年10月)  
<http://luna.pos.to/whale/jpn-zadan2.html>

水産庁上層部でも捕鯨存続のための調査捕鯨推進論が採用されるに至る。

“商業捕鯨以外の何らかのかたちで捕鯨の形態を残し、かつ将来できるだけ早期に商業捕鯨としての復活を図る以外にない。そのためには、条約八条の規定によった純粋な科学目的のための捕獲に移行し、五年後のモラトリアムの見直しに備えて完全な科学データの収集を期する、それが生き残りのために取り得る唯一の道と判断せざるを得ない。これが異議申し立ての撤回を決断した理由であった。”

(斎藤達夫(元IWCコミッショナー)モラトリアム・その後・今・これから『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』p.54)

とはいえ調査捕鯨案をめぐる状況は厳しいものがあった。

“次の大きな課題は調査捕鯨の実施の是非であった。しかし八十七年当時、不思議なことに水産庁の長官、担当部長、課長などは、再び米国との漁獲量の取引を優先させて、調査捕鯨を断念するのもし方ないとの雰囲気であった”(赤尾信敏(日本アセアンセンター事務総長)『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』p.89)

そうした中で捕鯨議員連盟の調査捕鯨案の受け入れと早期の実施を求める動きが続く。

“一九八七年七月二八日に開かれた自民党水産部会(田名部部会長)では、捕鯨議連の菊池会長代行が先の捕鯨議連総会で採択した「捕鯨に関する決議」を水産部会として取り上げるよう要請し、満場一致で承認した(翌日の七月二九日の衆議院の農林水産委員会では、今漁期からの鯨類捕獲調査実施決議を全会一致で採択)。さらに田名部部会長らが首相、農水省、外相、党三役らに決議の内容を申し入れることを決めた。

ちなみに水産部会で採択された「捕鯨に関する決議」では(イ)調査捕鯨の八七年からの実施、(ロ)鯨類の調査体制の整備、(ハ)生存捕鯨の実施-などを強く求める。

その後も菊池会長代行、玉澤議員は、九月の自民党代議士会の席上で中曽根首相に調査捕鯨の実施を要請、十一月にも再度総会を開いて「今季からの調査実施」を政府に要望した。”(『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』p.86)

上記の”十一月にも再度総会を開いて「今季からの調査実施」を政府に要望”という記述は、言い換えれば、首相側がついに調査捕鯨案を受け入れたこと、したがっていまや早期の実施を検討する段階に進んだことを伝えている。

この間の攻防とその結果について次のような証言がある。

“一九八七年(昭和六十二年)、反捕鯨勢力からの強い圧力を受けた中曽根政権は捕獲調査の実施を躊躇していたが、捕鯨議連の強硬な態度で調査が実現したいきさつがある。”(『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』p.143)

調査捕鯨実施を渋々受け入れた中曽根首相だったが、それでも南極海での調査捕鯨による鯨の捕獲頭数の大きさに次のような注文をつけ300頭台に減少させるのである。

佐竹五六氏の証言、

“時の中曽根総理からは、調査捕鯨について、「875頭は素朴な感じとして多過ぎる。アンフェアという印象を与えないように」との指示があった。”(佐竹五六『国際化時代の日本水産業と海外漁業協力』p.115)

とはいえ11月6日の退陣間近の中曽根首相にはそれ以上の余力は残されていなかった。

1987年11月6日竹下内閣発足”総理が中曽根さんから政治手法を全く異とする竹下さんに変わられたことも幸いした。”当時、水産庁長官であった佐竹五六氏の証言。(財団法人海外漁業協力財団理事長佐竹五六『国際化時代の日本水産業と海外漁業協力』成山堂書店,1997,p.119)

中曽根首相のトップダウン型とは違う利害調整型リーダー竹下登新首相の登場は、苦境にあった捕鯨議員連盟-水産庁-捕鯨業界にとって巻き返しの貴重な機会を与える。というのは、調査捕鯨の確実な実施と漸進的な拡大・強化を通じて収集された科学的データを対IWC外交に活用することで将来的な商業捕鯨の復活に繋げんとする構想に現実味が出てきたからである。加えて大量の副産物=母船での鯨肉の加工-冷凍-日本への輸送-流通-宣伝-販売-消費の流れとその売上金を次の調査捕鯨に充てるというサイクルの形成にも目処が立つ。そのために調査捕鯨の実施を支える体制(日本鯨類研究所・共同船舶等)の設立と強化が1987年後半に急速に行われる。

1987年10月30日に「日本鯨類研究所」設立認可、11月5日「共同船舶」株式会社設立に伴い「日本共同捕鯨」株式会社は解散した。

12月22日に竹下内閣は、南氷洋調査捕鯨の実施を決定、翌日23日に初の調査捕鯨船団が出港した。

## 中曽根首相の失政

最後に中曽根政権によるトップダウン的な脱捕鯨・脱政治案件化政策の成果が形骸

化されるに至った問題について付言する。その要因には、自民党捕鯨議員連盟と水産庁を柱とする捕鯨存続勢力の復権と政府

内における発言力の増大が指摘されよう。だが留意すべきは中曽根首相側の失政-政治的現実主義者の中曽根首相が見誤った政治的現実-という側面もあるのではないか。

失政とは、中曽根政権が脱捕鯨を決定した際に①遠洋での大規模な母船式商業捕鯨と②沖合での大型鯨類を対象とした商業捕鯨にとどまらず③の小型鯨類を対象とした伝統的な沿岸捕鯨をも含めてしまったことである。しかもそれを地方自治・住民自治で時間をかけてではなく一方的なトップダウンのやり方で。

そのことは、本稿で紹介したような関係する沿岸地域社会と人々の郷土愛に基づく反発と抵抗を余儀なくさせる。そうした日本列島に点在する沿岸地域を地盤とする政治家

達の中には、すでに紹介したように誇るべき伝統の仕事、社会、文化を守れと声高に語り、他方でそうした状況を招来させたのは、米欧の反捕鯨白人国家・勢力だと主張し始める。とくに”不当な外圧”によって先祖代々の生業、生活、文化が壊されようとしている旨の主張の流布は、ふるさとに対する素朴な愛と一体感情を、ナショナルなものへと転化させるように作用する。

そうした状況は、政界、官界、メディア界にも影響を与えることとなり、自由民主党捕鯨議員連盟の巻き返し戦略にも好ましい環境を提供するのである。

仮に中曽根首相が、日本列島の限られた沿岸地域で伝統的に行われてきた小型鯨類を対象とした商業捕鯨を当面例外扱いとして、IWCと反捕鯨国政府に理解を求める努力をしたならば、今日の状況は全く異なっていた可能性が高いのではないだろうか。言うまでもないが日本の、伝統の、固有の文化といった主張が適用され得るのは3の沿岸捕鯨であって①や②のタイプの捕鯨ではないからである。

菅官房長官談話の八”我が国は、古来、鯨を食料としてばかりでなく様々な用途に利用し、捕鯨に携わることによってそれぞれの地域が支えられ、また、そのことが鯨を利用する文化や生活を築いてきました。”の部分が内包する問題的側面については後編で検討したい。

年月日	本稿で取り上げたできごと
<b>1983年</b>	
7月11日	水産庁、捕鯨問題検討会を発足
<b>1984年</b>	
8月2日	自民党水産部会内に捕鯨問題小委員会を設置、初会合
12月11日	閣議でマッコウクジラ捕獲に関する異議申し立て撤回を決定
<b>1985年</b>	
4月5日	政府は1988年以降の商業捕鯨撤退を閣議で決定
5月28日	自由民主党捕鯨議員連盟設立
<b>1986年</b>	
7月1日	政府はIWCの商業捕鯨全面禁止の異議申し立て撤回を閣議で決定
<b>1987年</b>	
7月28日	自民党水産部会 捕鯨連の捕獲調査、生存捕鯨実現要望を受け、その実現を満場一致で採択
10月30日	日本鯨類研究所設立認可
11月5日	共同船舶(株)設立
11月5日	総会 今漁期からの捕獲実施を重ねて政府に要望
11月6日	竹下登内閣発足
12月22日	政府、南水洋調査捕鯨の実施を決定(23日、第3日新丸出港)
12月28日	日本共同捕鯨(株)解散

『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』の年表関連部分(pp160 - 163)から抜粋・作成

